



原油先物は3日続伸、オミクロン株拡大でも景気楽観視

[メルボルン 23日 ロイター] - アジア時間の原油先物は3日続伸。新型コロナウイルスのオミクロン変異株拡大を抑えようと各国が行動制限を強化しているものの、世界経済を巡る楽観的な見方を背景にドルが下落し、原油先物の割安感が意識された。

0244 GMT (日本時間午前11時44分) 時点で、米WTI原油先物は0.35ドル(0.5%)高の1バレル = 73.11ドル。北海ブレント先物は0.40ドル(0.5%)高の75.69ドル。

各国政府はオミクロン株の拡大抑制に向けて制限強化に動いており、中国の陝西省西安市は22日、1300万人の市民に対し外出を控えるとともに不要不急の場合は市外に出ないように要請した。また、スコットランドは今月26日から最長3週間、集会の人数制限を実施する方針を示した。

ただ、石油輸出国機構(OPEC)とロシアなど非加盟産油国で構成する「OPECプラス」は1月に日量40万バレルの増産を行う計画に見直し余地を残しており、市場は各国の移動制限による燃料需要への影響をさほど懸念していない。

OANDAのアナリスト、エドワード・モヤ氏はレポートで「オミクロン株は欧州やアジアでさらなる制限強化につながる可能性があるものの、OPECプラスが容易に生産水準を調整できるため、原油価格は急落しないだろう」と指摘した。



韓国、石油備蓄317万バレル放出へ 来年1—3月

[ソウル 23日 ロイター] - 韓国産業通商資源省は23日、来年1—3月に石油備蓄から317万バレルを放出することを決めたと発表した。韓国は先月、米国主導の協調放出への参加を表明していた。

同省の朴起永（パク・ギヨン）次官は「今回の放出は、原油価格の安定化を図ることに加え、精製業者向け原油供給の不安定さの解消や冬季の石油製品需要期における供給途絶の予防に資すると期待されている」と述べた。

放出量は備蓄全体（9700万バレル）の3.3%に相当する。このうち約208万バレルを国内の精製業者に貸し出し、残る109万バレルは入札方式で売却する。



下請け配慮企業に補助金優先、コスト転嫁促す 経産省

経済産業省は原燃料費や人件費の上昇を踏まえ、中小企業による販売価格への転嫁を促進する。転嫁に応じるなど下請け企業との共存共栄を宣言する企業を補助金の採択で優先する。宣言するだけでなく内容も順守しているかを調べ、中小企業が不利な取引で利益を圧迫されないようにする。

経産省は、下請け先と適正価格で取引することなどを表明する「パートナーシップ構築宣言」をした発注元企業に対して支援策を設ける。省エネ補助金やサプライチェーン（供給網）対策のための補助金、「事業再構築補助金」の審査で加点し、優先的に採択する。宣言した企業は23日時点で4416社にのぼる。

発注企業の取り組み実態も調査する。宣言のみで価格交渉や転嫁に応じていない場合は宣言の取り下げを求める可能性もある。補助金の返還を求めることも検討する。賃上げに伴う人件費の上昇のほか、原油価格の高騰による燃料費、原材料費の上昇に対応する。

買ったたきなどへの監視も強め「下請けGメン」と呼ぶ調査員を現在の全国120人から増員する。不当な買ったたきがないか年間1万社以上の中小企業にヒアリング調査をする方針だ。

公正取引委員会と経産省は下請法違反や独占禁止法の定める「優越的地位の乱用」にあたる事案がないかの調査も強化する。



国交省／NETIS技術登録申請などオンライン化に移行 22年4月1日スタート

国土交通省は新技術情報提供システム（NETIS）への技術登録申請など二つの手続きを、2022年4月1日からオンラインに移行する。メールや郵送での書類提出は廃止。事業者の負担を軽減し登録までの期間短縮につなげる。

22日に発表した。オンライン化するのは▽技術登録申請▽活用効果調査票の提出—の二つの手続き。現在はいずれもメールや郵送で窓口に出している。

来年度以降に新技術を登録する場合、窓口で相談すれば申請用のIDとパスワードが交付される。システム上で必要事項を入力し、事務局の確認が終われば手続きは終了。国交省は現時点で登録を検討している場合、可能な限り来年4月1日以降に申請するよう呼び掛けている。

活用効果調査表のオンライン提出は、来年4月1日以降に新技術活用を予定している工事が対象となる。同3月31日までに完了する場合は現行の方式で作業する。

技術登録と同様、システム上で必要事項を入力する。技術名などは既に入力されているため、作業時間が短縮できる。システムは施工者が調査表の作成を終えた時点で、発注者への確認依頼メールを自動送信。発注者側の入力が済めば手続きが終わる。発注担当者や技術事務所に別途資料を提出する必要はない。

詳細は国交省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000851.html）で確認できる。

ウメモト インフォメーション

2021年 12 月 24 日 担当 小松

国交省／道路除雪工の積算方法改善へ／機械経費など固定費計上を試行

国土交通省は道路除雪工の積算方法の改善に向け、受注者の除雪体制維持に必要となる機械経費などを「固定的経費」として計上する新たな算定方法を試行する。除雪機械の機種や台数に応じ維持・管理経費を積み上げる方法を採用し、降雪量が少なく出来高が上がらなかった年でも一定程度の経費を計上できるようにする。今冬発注する直轄工事で全国的に試行を行い、新たな積算方法の妥当性を検証する。

直轄の道路除雪工で採用されている現行の積算方法では、除雪機械の運転時間・日数に応じ出来高と待機費を算定している。ただ降雪量が少なければ稼働が減り出来高も上がらないため、人件費や機械経費など固定的に発生する経費をまかなえないという問題が生じていた。

国交省は2020年度から固定的経費の積算方法で検討を開始。有識者会議「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」の「維持管理部会」（部会長・堀田昌英東京大学大学院教授）を23日に開き、検討状況を報告した上で今後の進め方への意見を聞いた。

固定的経費は除雪機械の機種や台数ごとに償却費と管理費を一定程度積み上げ、除雪体制確保期間（除雪機械の確保期間）も考慮し算定する。この金額より現行の積算基準で算定した金額が小さい場合、その差額を精算変更時に直接工事費へ計上する。間接工事費として除雪機械の機種や台数に応じ、その管理に必要な準備費や営繕費、労務管理費、従業員給料手当を計上する。

想定される課題として除雪機械が少ない工事で経費が計上できない可能性などが指摘されている。21年度に道路除雪を実施する全国の直轄工事で試行を実施し、固定的経費を計上する算定方法の妥当性を見極める。年度末の精算変更を踏まえ試行結果をまとめ、22年度以降も引き続き積算方法の改善を検討する考えだ。